

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第397号	件 名	なつめ橋外改修工事
No	質疑事項	回 答	
1	代価表第9号におきまして仮設ハウスSH-H1型の数量は何カ月で計上されていますでしょうか。ご教示願います。	代価表第9号における仮設ハウスSH-H1型の数量は12月を計上しております。	
2	代価表第10号、代価表第12号におきまして環境補正係数は1.2で、極小面積は無でよろしいでしょうか。ご教示願います。	代価表第10号、代価表第12号における環境補正係数は1.2で、極小面積は無として積算しております。	
3	代価表第16号、代価表第18号におきまして「ブラスト用養生回数または塗膜剥離回数」は積算上何回で計上されていますでしょうか、ご教示願います。	代価表第16号、代価表第18号における「ブラスト用養生回数または塗膜剥離回数」は2回で積算しております。	
4	代価表第73号におきまして点字タイル舗装工(視覚障がい者誘導用)ですが、現場説明書(工事編)の磁器タイル舗装工(視覚障がい者誘導用)の見積を採用しているのでしょうか。ご教示願います。	代価表第73号の点字タイル舗装工(視覚障がい者誘導用)については、現場説明書(工事編)の磁器タイル舗装工(視覚障がい者誘導用)の見積を採用しております。	

5	<p>明細書第10号におきまして塗装記録表示の規格は何を使用されていますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>明細書第10号における塗装記録表示の規格はR5前期大阪市資材調査単価の「黒色丸ゴシック 塗装系が一つ」です。</p>
6	<p>スクラップ費はマイナス計上かプラス計上のどちらで積算されていますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>スクラップ費はマイナス計上で積算しております。</p>
7	<p>現場説明書(工事編)の見積による歩掛の諸雑費ですが、労務費だけが対象でしょうか、それとも材料費、労務費を含むすべてが対象となるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>現場説明書(工事編)の見積による歩掛の諸雑費について、労務費だけを対象としております。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp